

「住もう」に、
寄りそう。



原状回復？迷惑行為？賃料改定？

FAX NEWS

「自社だけで解決できない 法律的な悩みはどうしたらいい？」 そのお悩み全宅管理の顧問弁護士がお答えします！！

賃貸不動産管理業務を行う上では、貴社だけでは解決できない法律的なお悩みは多いはず。しかし各社で顧問弁護士を抱えるには費用が高い。。。そんなご要望にお応えし、本会では、賃貸不動産管理業務に関する会員からの法律的な相談に対応するため、弁護士による電話法律相談を行っています。

予約方法	相談日当日11時までの事前予約制 ※電話による予約受付はいたしません。 ※受付は先着順となりますので、相談日時のご希望に沿えない場合がございます。
実施日	毎週月曜日(休日の場合は翌日) ※年末年始等の休止日については、ホームページよりご確認ください。
実施時間	13時～16時
費用	無料

《予約方法》

- ①「電話法律相談」予約表」をホームページよりダウンロード
- ②「電話法律相談」予約表」の必要事項を記入
- ③全宅管理へFAX

《注意点》

相談回数は1日1回、相談時間は1回15分以内、
相談内容は1回につき1件でお願いします。



最近多い質問は
解約、原状回復、相続！
ご気軽にご相談ください！
よくある質問もホームページに
掲載しています。

